

平成30年9月3日

保護者様

大阪府立富田林支援学校
校長 太田 正人

学校で使用する薬について（お願い）

日ごろは、本校の教育活動にご理解とご協力を賜りありがとうございます。

さて、学校で使用する薬に関しては、厚生労働省からの通知や校医からのご意見等に基づき、安全に使用できるように取り組んでいるところです。つきましては、以下のことをご確認いただき、ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

1 学校で薬を使用する場合の基本的な考え方

与薬は医療行為です。誤飲を防ぐため、薬はできるだけご家庭で使用してください（医師に相談して使用時間をずらしてもらってください）。どうしても学校で薬を使用する必要がある場合は、手続きが必要です。

2 学校で利用できる薬

病気や怪我に対して医師から処方された飲み薬・塗り薬・目薬など。市販薬は、乗り物酔いの薬と生理痛の薬のみ使用できます。

ただし、ご家庭で1度以上使用したことのある薬に限ります。

3 手続きについて

(1) 緊急時の坐薬（てんかん発作時など）、頓服（イライラ時に飲む薬など）、定期薬（毎日の昼食時に飲む薬など）の使用については、それぞれ保護者の「依頼・同意書」と医師の「指示書」が必要です。手続きが必要な場合は担任にお知らせください。

(2) 臨時薬、市販薬（乗り物酔いの薬と生理痛の薬）の手続き方法

①連絡帳に薬の名前、1回の使用量、使用時間（昼食後など）、使用期間（3日間など）、使用理由を記入してください。数日間にわたる薬の使用が必要な場合は、初日のみ記入してください。

②処方内容のわかるもの（薬剤文書・お薬手帳など）のコピー又は原本を持たせてください。市販の乗り物酔いの薬・生理痛の薬については必要ありません。

③1回分のみの薬を持たせてください。（塗り薬・目薬は1回分でなくてもよい）

※自分で薬を使用できる場合も手続きが必要です。

4 学校で薬を使用できない場合

(1) 必要な手続きが揃わない場合。

(2) 薬の使用について確認したいことがあるが、担任から保護者に連絡がとれない場合。
（薬を持たせた日は必ず連絡が取れるように、担任に連絡先をお伝えください）